

## 小中学校の入学及び転入学等の手続きについて

琴平町教育委員会

### 1 小学校の入学

- (1) 10月から11月にかけて、満6歳になる児童が入学予定の小学校で就学時健康診断を行いますので必ず受診してください。(案内は、入学予定の小学校を通して送付されます)
- (2) 1月中旬頃に、入学予定小学校への入学通知書を送付します。また、入学予定小学校から入学説明会の案内や物品購入についての案内があります。

上記通知書等の記載事項に誤りや異動による変更が生じた場合は、琴平町教育委員会生涯教育課までご連絡ください。また、期間内に通知書が届かない場合も早急に届け出てください。

### 2 中学校の入学

- (1) 1月中旬頃に、入学予定中学校への入学通知書を送付します。また、入学予定中学校から入学説明会の案内や物品購入についての案内があります。

上記通知書等の記載事項に誤りや異動による変更が生じた場合は、琴平町教育委員会生涯教育課までご連絡ください。また、期間内に通知書が届かない場合も早急に届け出てください。

### 3 町外からの転入手続き

- (1) 前市町の住民課にて転出の届けをする。
- (2) 前市町の在学にて「在学証明書」「教科書給与証明書」の交付を受ける。
- (3) 琴平町役場の住民サービス課にて転入の届出をし、「新住所の住民票」の交付を受ける。
- (4) 上記で交付された「在学証明書」「教科書給与証明書」「新住所の住民票」を持参のうえ、琴平町教育委員会生涯教育課にて「転入学通知書」の交付を受け、転入を指定された学校にて手続きをする。(なるべく同日中に)

#### 4 町外への転出手続き

- (1) 転出が決定した時点で、あらかじめ琴平町の在学学校へ転出する旨を届け出て、新しい学校へ引き継ぐための書類「在学証明書」「教科書給与証明書」の交付を受ける。
- (2) 琴平町役場の住民サービス課にて転出の届出を済ませ、転出先の市町の住民課にて転入の届出をする。
- (3) 転出先市町の指示に従い、転入の手続きをする。

#### 5 就学校の指定変更

就学校の指定及び通学区域は住所を基に定めており、基本的には居住している住所により就学する学校は指定されます。

しかし、平成18年4月1日から学校教育法施行規則の一部が改正され、就学校の指定について保護者は変更の申立ができるようになりました。

但し、学校選択制とは異なりますので、就学校を変更する場合には要件及び手続きがありますので、下記を参考として詳細を教育委員会にご相談ください。

#### 【認可する場合の基準】

- (1) 児童及び生徒が、学年の途中で学区外へ転居した場合は、当該学期を終了するまでの期間とする。但し、小学校第6学年及び中学校第3学年については、当該学校を卒業するまでの期間とする。
- (2) いじめ等の理由で教育委員会が必要と認める場合は、その事由が消滅するまでの期間とする。
- (3) 通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等の理由で教育委員会が相当と認めた場合は、その必要な期間とする。
- (4) その他、教育長が必要と認めた場合は、その必要な期間とする。

#### 【手続き】

保護者が指定校以外の学校へ就学させることを希望する場合には、就学校の指定を変更したい旨の申請書「就学指定校変更願」を教育委員会に提出してください。この申請書に対して承認を与えた場合は、保護者に「就学指定校変更許可書」を交付します。